

昭和四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
翌日)

目 次

◇条 例 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

鳥取県職業訓練審議会条例

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

知事は、次の表の上欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受

者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該下欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子弟で、高等学校に在学する心身健全であるとともに修学能力を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける奨学金	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。	全部又は一部
県内における保母(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第一項に規定する保母をいう。)の充実に資するため、保母養成所(児童福祉法施行令第十三条第一項第一号に規定する厚生大臣が指定する保母を養成する学校その他の施設をいう。以下同じ。)に在学する者で、将来県内の児童福祉施	一 保母養成所を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたとときは、知事がそのつ度定める期間)以内に県内において保育業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。 二 前号に規定する保育業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務	全部 債務の

学 資 金		修 学 資 金	
<p>設等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する児童福祉施設、同法第十七條の規定による児童相談所の一時保護施設、知事が指定するべき地保育所及び保母養成所をいう。）において保育業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>三 保母養成所を卒業した日から一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がそのつ度定める期間）以内に県内において保育業務に従事し、引き続き一年以上三年未満その業務に従事したとき。</p>	<p>に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなつたとき。</p>	<p>生活意欲の助長を図るため、県内に住所を有する四十歳以上の寡婦に対して貸し付ける資金</p>
<p>四 第二号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため保育業務に従事することができなくなつたとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）。</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は</p>	<p>は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき（保証人又は当該貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が当該貸付金を償還することができる）と認められる場合を除く。）。</p>	<p>は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき（保証人又は当該貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が当該貸付金を償還することができる）と認められる場合を除く。）。</p>
<p>全部又は一部</p>		<p>債務の全部又は一部</p>	
看 護 職 員 養 成 施 設		寡 婦 福 祉 資 金	
<p>県内における看護職員（保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第二条に規定する保健婦、法第三条に規定する助産婦、法第五条に規定する看護婦又は法第六条に規定する准看護婦をいう。）の充実に資するため、看護職員養成施設（法第十九条第一号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第二号に規定する厚生大臣が指定し</p>	<p>一 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がそのつ度定める期間）以内に他の看護職員養成施設に入學した場合、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認め</p>	<p>は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき（保証人又は当該貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が当該貸付金を償還することができる）と認められる場合を除く。）。</p>	<p>は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき（保証人又は当該貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が当該貸付金を償還することができる）と認められる場合を除く。）。</p>
<p>たときは、知事がそのつ度</p>		<p>は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき（保証人又は当該貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が当該貸付金を償還することができる）と認められる場合を除く。）。</p>	
<p>全部又は一部</p>		<p>債務の全部又は一部</p>	

学 修	員	職 護
<p>の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>た保健婦養成所、法第二十条第一号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第二号に規定する厚生大臣が指定した助産婦養成所、法第二十一条第一号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第二号に規定する厚生大臣が指定した看護婦養成所又は法第二十二号第一号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第二号に規定する都道府県知事が指定した看護婦養成所をいう。以下同じ。)に在学する者で、将来県内において看護職員としての業務に従事しようとするもの</p>	<p>定めめる期間)以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、県内において看護職員としての業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。</p> <p>二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなつたとき。</p> <p>三 看護職員養成施設(看護職員養成施設を卒業し、一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がそのつ度定める期間)以内に他の看護職員養成施設に入學した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業したとき。</p>
		<p>債務の全部</p>

金	資
<p>失業対策事業紹介対象者(緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十条に</p>	<p>業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がそのつ度定める期間)以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、県内において看護職員としての業務に従事し、引き続き一年以上三年未満その業務に従事したとき。</p> <p>四 第二号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員としての業務に従事することができなくなつたとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く)。</p>
	<p>債務の全部又は一部</p>

日 雇 用 者 就 職 者

規定する失業者で、県内に所在する公共職業安定所の長から失業者就労事業紹介対象者手帳の交付を受けているものをいう。以下同じ。)の常用労働者(雇用期間の定めがなく雇用される者又は雇用期間の定めがあつても雇用された日から一年以上の期間引き続いて雇用されることが予定されている者をいう。以下同じ。)としての就職又は自営業(生業であり、その開業の日から一年以上の期間引き続き独立して自活できる見込みのあるものをいう。以下同じ。)の開業を促進し、もつて職業の安定に資するため、失業対策事業紹介対象者であつた者に対して貸し付ける支度金

だとき。

二 就職した日又は自営業を開業した日から一年未満の期間内に離職し、又は廃業した場合で、次に掲げる状況の一に該当し、その状況が貸付けに係る就職をした日又は自営業を開業した日から一年を経過するまで引き続いたとき。

イ 離職し、又は廃業した後直ちに他の事業所に常用労働者として雇用され、又は自営業を開業したとき。
ロ その者の責に帰することのできない理由により離職し、又は廃業した後直ちに公共職業安定所に求職申込みを行なう等常用労働者として就職するための活動を行なつているとき、又はその就職活動の後に常用労働者として就職し、その事業所に

債務の全部

支 度 金

引き続き雇用され、若しくは自営業を開業しているとき。

三 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき(保証人が貸付金を償還することができるものと認められる場合を除く)。

債務の全部又は一部

育 英 奨 学 資 金

有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学する成績優秀及び心身健全であり、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金。

借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く)。

債務の全部又は一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職業訓練審議会条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

鳥取県職業訓練審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十七条第三項の規定に基づき、鳥取県職業訓練審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。

- 一 関係労働者を代表する者 三人以内
- 二 関係事業主を代表する者 三人以内
- 三 学識経験のある者 三人以内

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委

員がこれを選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県職業訓練審議会設置条例の廃止)

2 鳥取県職業訓練審議会設置条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第十九号）は、廃止する。

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例

(目的)

第一条 この条例は、職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第三項の規定に基づき、鳥取県立専修職業訓練校（以下「訓練校」という。）の位置、名称その他訓練校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(位置及び名称)

第二条 訓練校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	倉吉市
鳥取県立米子専修職業訓練校	米子市

(利用の許可)

第三条 訓練校を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第四条 訓練校の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県職業訓練所設置条例の廃止)

2 鳥取県職業訓練所設置条例（昭和三十三年六月鳥取県条例第二十六号）は、廃止する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、五二七人」を「三、五五〇人」に、「三、〇八一一人」を「三、一〇四人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七中

池田小学校落折分校

一級

を

池田小学校落折分

山上小学校佐木谷分

に改める。

校	校
一級	一級

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、次の区分による額とする。

一級	月額	九万円
二級	月額	八万円
三級	月額	六万五千円
四級	月額	五万五千円
五級	月額	五万円
六級	月額	四万五千円

七級 月額 三万円

第二十三条第一項第一号中「第二十七条第一項」の下に「若しくは第二項、第二十九条の二第二項又は第二十九条の五第二項」を加え、同条同項第二号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同条同項第三号中「第二十九条第一項」の下に「又は第二十九条の二第二項」を加える。

第二十四条第一項中「職業訓練所」を「専修職業訓練校」に、「職業指導員」を「職業訓練指導員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は、昭和四十四年七月一日から適用する。

(手当の内払)

2 この条例による改正前の職員の特種勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和四十四年七月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた医療従事職員の特種勤務手当は、この条例による改正後の職員の特種勤務手当に関する条例の規定による医療従事職員の特種勤務手当の内払とみなす。